

新橋駅周辺 基盤整備方針検討会 設置要綱

(名称)

第 1 本会議は、「新橋駅周辺基盤整備方針検討会」（以下、「検討会」という。）という。

(目的)

第 2 検討会は、新橋駅周辺の駅前広場、鉄道駅等の都市基盤について、駅周辺のまちづくりと連携し、その充実・強化を図るための指針となる「新橋駅周辺基盤整備方針」を策定することを目的とする。

(検討事項)

第 3 検討会は、次に掲げる事項について、協議・検討する。

- (1) 新橋駅周辺のまちづくりの動向を踏まえた都市基盤整備のあり方に関すること。
- (2) その他、都市基盤整備に関すること。

(構成)

第 4 検討会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第 5 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

(開催)

第 6 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 本検討会は、原則非公開とする。なお、本会の議を経て公開することができるものとする。

(書面による議事)

第 7 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第 8 検討会の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課及び独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部都心業務部が行う。

(雑則)

第 9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

付則 この要綱は、令和 3 年 6 月 2 8 日から施行する。

付則 この要綱は、令和 4 年 1 0 月 7 日から施行する。

付則 この要綱は、令和 6 年 3 月 2 2 日から施行する。

付則 この要綱は、令和 6 年 9 月 2 7 日から施行する。

付則 この要綱は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。

新橋駅周辺基盤整備方針検討会

構成員名簿

職	所属・役職等		
座長	政策研究 大学院大学	客員教授	岸井隆幸
副座長	東京工業大学	名誉教授	中井検裕
構成員	東京都	都市整備局都市づくり政策部	土地利用計画課長
		都市整備局都市づくり政策部	まちづくり専門課長
		都市整備局都市基盤部	都市基盤事業推進専門課長
	港区	街づくり支援部	再開発担当課長
			土木管理課長
	東日本旅客鉄道 株式会社	グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門	都市計画・エネルギー・企画 ユニット マネージャー
		首都圏本部企画総務部	企画部長
	東京地下鉄 株式会社	まちづくり連携プロジェクトチーム	まちづくり連携 プロジェクトチーム担当課長
		鉄道本部鉄道統括部	開発連携・ 工事調整担当課長
	東京都	交通局自動車部	計画課長
	株式会社 ゆりかもめ	総務部	連携企画課長
		技術部	施設課長
国土交通省	関東地方整備局	東京国道事務所長	
オブ ザーバー	国土交通省	都市局都市計画課	都市計画調査室長
	東京都	都市整備局市街地整備部	拠点整備事業専門課長
事務局			
東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部			